

健康保険加入・喪失証明書

健 康 保 険 種 別	イ. 政管健保の被保険者 ロ. 組合健保の被保険者 ハ. 共済組合の被保険者	ニ. 船員保険の被保険者 ホ. 国民健康保険組合の組合員 ヘ. 日雇健保の被保険者	
	健康保険記号番号	記号	番号
被 保 険 者	年金記号番号	記号	番号
	氏名	続柄	生年月日
		本人	明・大・昭・平 ・ ・
			明・大・昭・平 ・ ・
被 扶 養 者			明・大・昭・平 ・ ・
			明・大・昭・平 ・ ・
			明・大・昭・平 ・ ・
			明・大・昭・平 ・ ・
<p>上記の通りであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>紋別市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">事業主 名称</p> <p style="text-align: center;">電 話 () -</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>			

- この用紙は事業所で記入し、証明してください。
- 健康保険・厚生年金等の記号番号は必ず明記してください。
- 国民健康保険加入・喪失の届出は、加入・喪失の日より14日以内にしなければなりません。
- 今まで加入された健康保険を任意継続される場合は、退職後20日以内に社会保険事務所、健康保険組合、共済組合に申請することになります。
- 厚生年金等を受給している方は、退職者医療制度に該当することがありますので、年金証書（加入期間記載のもの）もご持参ください。
- この証明書は、紋別市国民健康保険への加入・喪失届出の際に、市民課国保年金係に提出してください。
- ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

紋別市役所市民課国保年金係

電話 0158-24-2111

FAX 0158-23-9953

健康保険加入・喪失証明書

記入例

健康保険の種別	イ. 政管健保の被保険者 ロ. 組合健保の被保険者 ハ. 共済組合の被保険者	ニ. 船員保険の被保険者 ホ. 国民健康保険組合の組合員 ヘ. 日雇健保の被保険者			
健康保険記号番号	記号	12345678	番号	9	
年金記号番号	記号	0123	番号	456789	
被保険者	氏名	続柄	生年月日	資格取得日	資格喪失日 (退職日の翌日)
	紋別 太郎	本人	明・大・昭・平 50・4・1	H12・4・1	H25・4・1
被扶養者	紋別 花子	妻	明・大・昭・平 52・4・1	H16・1・1	H25・4・1
	紋別 長男	子	明・大・昭・平 18・1・1	H18・1・1	H25・4・1
	紋別 長女	子	明・大・昭・平 20・1・1	H20・1・1	H25・4・1
	紋別 次男	子	明・大・昭・平 22・1・1	H22・1・1	H25・4・1
上記の通りであることを証明します。					
年 月 日					
紋別市長 ○ ○ ○ ○ 様					
住所 紋別市××町1丁目1番1号					
事業主 名称 株式会社 ○△×□ (印) 代表取締役					
電話 (0158) 01 - 2345					

該当する健康保険等の種別に○を付してください

加入もしくは喪失した健康保険の記号番号を記入してください

年金手帳記載の記号番号を記入してください

被保険者と被扶養者の情報を記入してください

被扶養者がいる場合は全員を記入してください(欄が足りない場合は適宜追加または2枚目に記入してください)

資格喪失日は「退職日の翌日」です
例) 退職日 ~H25. 3. 31
資格喪失日 ~H25. 4. 1

証明書の作成日を記入してください

就職・離職した職場の住所・名称・電話番号を記入してください
忘れずに「押印」してください

- この用紙は事業所で記入し、証明してください。
- 健康保険・厚生年金等の記号番号は必ず明記してください。
- 国民健康保険加入・喪失の届出は、加入・喪失の日より14日以内にならなければなりません。
- 今まで加入された健康保険を任意継続される場合は、退職後20日以内に社会保険事務所、健康保険組合、共済組合に申請することになります。
- 厚生年金等を受給している方は、退職者医療制度に該当することがありますので、年金証書（加入期間記載のもの）もご持参ください。
- この証明書は、紋別市国民健康保険への加入・喪失届出の際に、市民課国保年金係に提出してください。
- ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

紋別市役所市民課国保年金係
電話 0158-24-2111
FAX 0158-23-9953

就職・離職した職場で作成してください

記入もれがないか、ご確認ください。
記入もれがある場合、手続きできないことがあります。